

豊田市不当要求行為等調査委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、豊田市不当要求行為等調査委員会の設置及び組織並びに調査審議の手續等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 市長の諮問に応じ、都市計画道路小坂若林線の用地買収に端を発する市への不当要求行為等について調査審議するため、豊田市不当要求行為等調査委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(委員会の所掌事務)

第3条 委員会は、市長の諮問を受け、次に掲げる事項について調査審議し、市長に答申するものとする。

- (1) 都市計画道路小坂若林線の用地買収に端を発する市への不当要求行為等に関する事実の調査
- (2) 市に対する不当要求行為等の有無の認定
- (3) 職員の違法又は不当な職務行為の有無の認定
- (4) 職員に違法又は不当な職務行為があった場合は、その原因の究明
- (5) 法令を遵守した公正な行政を確保するために市がとるべき措置の勧告

(組織)

第4条 委員会は、委員3人をもって組織する。

(委員)

第5条 委員は、法令遵守及び行政対象暴力に関し優れた識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。

- 2 委員の任期は、1年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(会長)

第6条 委員会に、会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会の会議は、会長が招集し、会長がその会議の議長となる。

- 2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員会の調査権限)

第8条 委員会は、必要があると認めるときは、職員に対し、資料の提出を求めることができる。

2 職員は、委員会から前項の規定による求めがあったときは、正当な理由がある場合を除き、これを拒んではならない。

3 委員会は、必要があると認めるときは、職員に対し、委員会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、委員会に提出するよう求めることができる。

4 委員会は、適当と認める者にその知っている事実を陳述させることその他必要な調査をすることができる。

(調査審議の手続の非公開)

第9条 関係者の調査への協力姿勢の確保、個人のプライバシーの保護、委員間における率直な意見交換その他適正かつ効果的な調査審議を確保するため、調査審議の手続は、公開しない。

(答申書の公表)

第10条 委員会は、諮問に対する答申をしたときは、答申の内容を公表するものとする。

(報償)

第11条 委員会の委員に対しては、日額19,400円の報償費を支払う。

(事務局)

第12条 委員会に事務局を置く。

2 事務局は、次に掲げる職員で構成する。

(1) 総務部長(事務局長)

(2) 総務部調整監(事務局長補佐)

(3) 総務部庶務課長(委員会の庶務)

3 事務局は、委員会の庶務及び委員会から指示された事務を行う。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、委員会の組織に関し必要な事項は市長が、委員会の運営に関し必要な事項は会長が委員会に諮って、定める。

附 則

この要綱は、平成16年1月5日から施行する。